



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の定款の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 建設業法第二十九条の二による告示……………
- ………(都市整備局市街地建設部建設業課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(同) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ………(同) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………
- ………(同) ……

告示

東京都告示第千四百四十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の

定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

稲城小田良土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月二十五日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字坂浜字十三号、字十四号、字十五号、字十六号、字十七号、字十八号及び大字平尾字十号の各一部

四 事務所の所在地

稲城市坂浜千九百九十六番地二

五 設立認可の年月日

平成二十四年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

令和三年十二月六日

東京都告示第千四百四十七号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

令和三年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

商号 代表者氏名 主たる営業所の所在地 許可番号 許可年月日

株式会社 シンワ 代表取締役 神崎 雅成 練馬区旭町一丁目三十四番四号 許可(般)第二十九号 平成十九年五月二十五日

日本住宅 代表取締役 長沼 志郎 新宿区若松町三十三番六号菱和パレス若松町四階 許可(般)第二十八号 平成十九年三月二十六日

竹路工業 代表取締役 竹原 和幸 八王子市川口町六百三十五番一号 許可(般)第一四一四八四号 平成十一年四月二十五日

株式会社 代表取締役 小林 栄一 江戸川区興宮町二番二七号 許可(般)第二十九号 平成十年三月十五日

株式会社 ニューア 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 ジオン 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

株式会社 代表取締役 伊藤 奨悟 新宿区西新宿四丁目十五番三十三号 許可(般)第三十号 平成十年五月二日

東京都告示第千四百四十八号

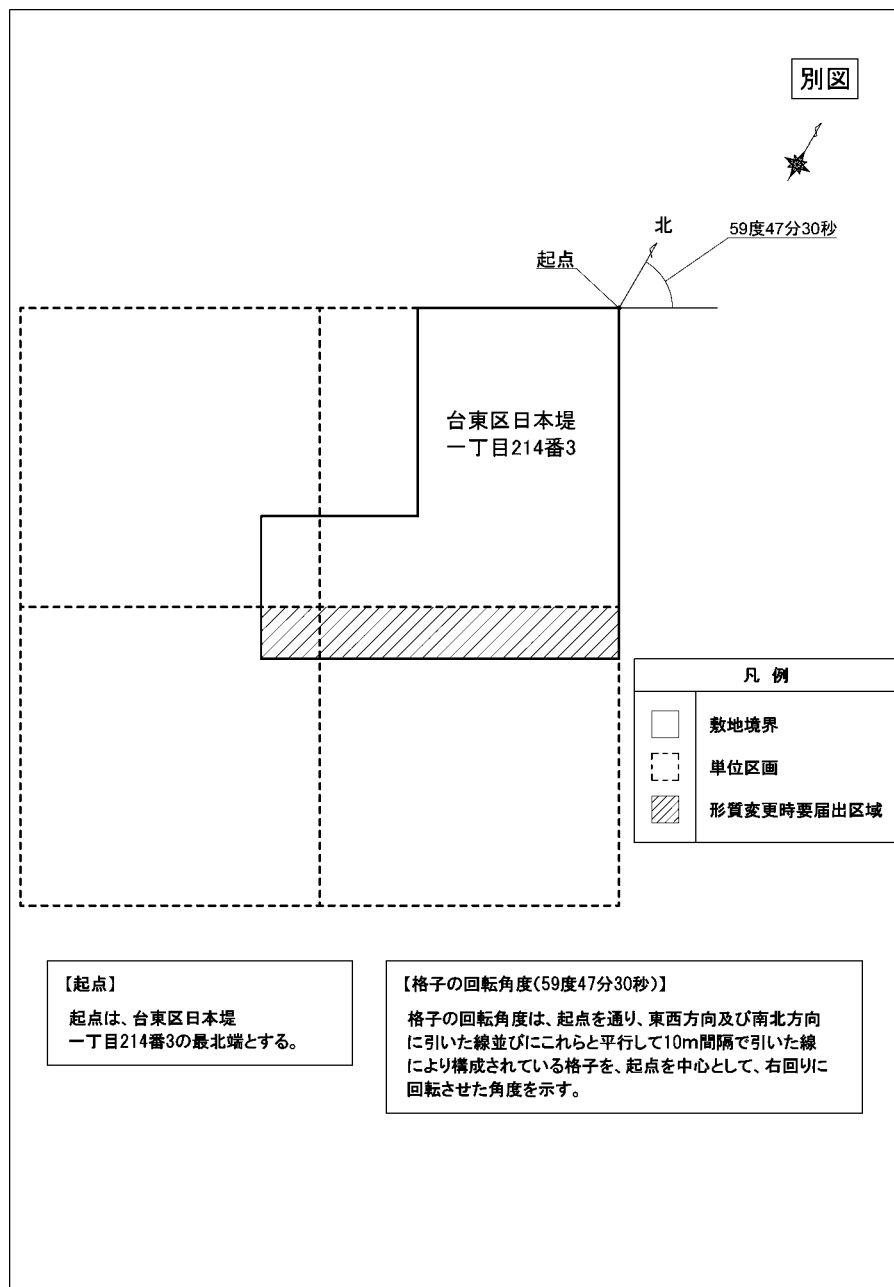
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(台東区日本堤一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市羽中一丁目二千九百三十七番一 福生市加美平二丁目十四番一

株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十二月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和三年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

(仮称)オーケー上板橋店

板橋区桜川三丁目二十五番四号

株式会社七軒屋

板橋区上板橋二丁目六番十四号

オーケー株式会社

五 小売業を行う者の氏名又は名称

六 新設をする日 令和四年七月十六日

七 店舗面積の合計 千五百六十二平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六十五台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側 百二十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 五十九平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 八・七三立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時三十分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南側

十六 荷さばき施設において荷さばき 午前六時から午後十一時まで

を行うことがで きる時間帯

十七 届出日 令和三年十一月十五日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)

十九 縦覧期間 令和三年十二月六日から令和四年四月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十二月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和三年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 キヤッスル共進

二 店舗所在地 目黒区碑文谷二丁目二十一番六号

三 設置者名 株式会社リビルド

四 設置者住所 渋谷区東三丁目二十二番十四号

五 変更前の設置者住所 港区南青山三丁目八番三十七号

六 変更後の設置者住所 渋谷区東三丁目二十二番十四号

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリアほか四名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリアほか三名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社クラスティーナイインター  
ファニチャーほか一名

十 変更前の小売業者の住所 町田市鶴間千八百五十七番三(株  
式会社クラスティーナイインター  
ファニチャー)

十一 変更後の小売業者の住所 町田市鶴間八丁目十一番十二号  
(株式会社クラスティーナイインター  
ファニチャー)

十二 変更前の小売業者の代表者名 大槻 光雄(株式会社ジェイコ  
レ)

十三 変更後の小売業者の代表者名 両宮 通留(株式会社ジェイコ  
レ)

十四 変更日 令和三年十月二日ほか

十五 届出日 令和三年十一月十八日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十七 縦覧期間 令和三年十二月六日から令和四年  
四月六日まで。ただし、東京都の  
休日に関する条例(平成元年東京

都条例第十号)に定める休日を除く。  
十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
令和三年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発  
事業

二 店舗所在地 中央区八重洲二丁目一番ほか

三 設置者名 八重洲二丁目北地区市街地再開発組合  
か一名

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年十一月四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年十二月六日から令和四年一月六  
日まで。ただし、東京都の休日に関する  
条例(平成元年東京都条例第十号)に定  
める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 日本橋高島屋S.C.(本館・新館・東  
館)

二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか

三 設置者名 株式会社高島屋ほか三名

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年十一月十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年十二月六日から令和四年一月六  
日まで。ただし、東京都の休日に関する  
条例(平成元年東京都条例第十号)に定  
める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見  
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項  
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に  
供する。  
令和三年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ビバモール八王子多摩美大  
前

イ 店舗所在地 八王子市鏈水二丁目百八番一ほか

<p>ウ 設置者名 株式会社ビバホーム</p>	<p>(二)ア 店舗名 西友深沢店</p>	<p>イ 店舗所在地 世田谷区深沢一丁目八番一号</p>	<p>ウ 設置者名 日本濾過器株式会社</p>	<p>(三)ア 店舗名 株式会社ルミネ新宿1店</p>	<p>イ 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番五号</p>	<p>ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p>	<p>(四)ア 店舗名 株式会社ルミネ新宿2店</p>	<p>イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十八番二号</p>	<p>ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p>	<p>(五)ア 店舗名 フォレストサイドビル</p>	<p>イ 店舗所在地 府中市宮町一丁目四十一番地</p>	<p>ウ 設置者名 株式会社フォルマほか七十九名</p>	<p>二 東京都の意見の概要</p>	<p>ア 概要 一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市等の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p>	<p>イ 意見の通知日 令和三年十一月十八日</p>	<p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 縦覧期間 令和三年十二月六日から令和四年一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

